（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　［項を削る。］

［項を削る。］

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　［1］第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第百十四条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新規則第百十四条第二項及び第四項の規定は、信用金庫又は信用金庫連合会（以下この項において「金庫」と総称する。）の清算機関（金庫（当該金庫以外の金庫を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であって、清算機関が行う業務に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3　新規則第百十四条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　［1］第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）第五十一条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

［項を削る。］

2　新規則第五十一条第二項及び第四項の規定は、信用協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。以下この項において同じ。）の清算機関（信用協同組合等（当該信用協同組合等以外の信用協同組合等を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であって、清算機関が行う業務に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3　新規則第五十一条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

［1］第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十一条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百十四条第六項の規定は、信用金庫については、当分の間、適用しない。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十一条第六項の規定は、信用協同組合については、当分の間、適用しない。